

南九州市公告式規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

南九州市長 金本 弘幸

南九州市規則第34号

南九州市公告式規則等の一部を改正する規則

(南九州市公告式規則の一部改正)

第 1 条 南九州市公告式規則（平成19年南九州市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「し、市長印を押さなければならない」を「しなければならない」に改める。

(南九州市情報公開条例施行規則の一部改正)

第 2 条 南九州市情報公開条例施行規則（平成19年南九州市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中「市の掲示板への掲示及び」を削る。

(南九州市契約規則の一部改正)

第 3 条 南九州市契約規則（平成19年南九州市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「市の掲示板」を「南九州市公告式条例（平成19年南九州市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場」に改める。

(南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成19年南九州市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「に基づく掲示板」を「第 2 条第 2 項に規定する掲示場」に改める。

第 5 号様式及び第 6 号様式中「印」を削る。

(南九州市空き缶等ポイ捨て防止条例施行規則の一部改正)

第 5 条 南九州市空き缶等ポイ捨て防止条例施行規則（平成19年南九州市規則第 103号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「に定める」を「第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

(南九州市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 南九州市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成27年南九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「に定める」を「第2条第2項に規定する」に改める。

第9号様式中「印」を削る。

（南九州市農業委員会の委員の選任等に関する規則の一部改正）

第7条 南九州市農業委員会の委員の選任等に関する規則（平成29年南九州市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第3号）」の次に「第2条第2項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の南九州市空家等の適正管理に関する条例施行規則の第9号様式の規定及び南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の第5号様式及び第6号様式の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に南九州市空家等の適正管理に関する条例施行規則の規定及び南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の南九州市空家等の適正管理に関する条例施行規則及び南九州市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の規定の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間所要事項を調整して使用することができる。